

水道の管理について

公道内に布設された水道管は上下水道部が管理しています。また、水道管から分岐してご家庭まで引き込まれた給水管や水抜き栓等を給水装置と言います。水道メーター以外の給水装置はおお客様の財産です。

蛇口から赤水が出る時は、家の中にある水道管のサビが原因となることが多く、調査や管の取替えが必要となる場合があります。

また、水道管の凍結、水の出が悪い等、宅地内における給水装置の管理及び修繕の費用は、お客様の負担となります。

下図のお客様が管理する箇所での工事は苦小牧市指定の給水装置工事業者に直接依頼してください。

アパートや借家にお住まいの方は、まずは大家さんにご相談ください。

水道修理業者について

本誌5～6ページに一般家庭の水道修理を行う指定事業者名簿を掲載していますので、水道修理の際は参考にしてください。

水道の施工・管理修繕 区分図

新築により新しく水道を引く場合や増改築及び撤去により水道工事を行う際は、市の指定を受けている給水装置工事業者に工事を依頼してください。

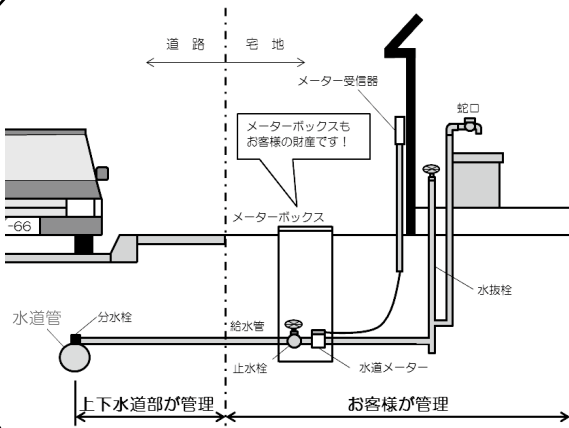
●給水装置に関すること⇒水道管理課 給水係まで

TEL 32-6695 ・ 32-6696

●公道内で漏水している場合⇒水道管理課 配水管理係まで

TEL 32-6701

※土・日・祝・夜間は、市役所代表電話 TEL 32-6111にご連絡ください。



排水詰まりについて

下水道計画課では、上下水道部が管理している箇所での詰まりが発生した場合、下表の3社と緊急対応の契約をしています。

清掃業者名	住所	電話
株式会社とませい	苦小牧市新開町2-2-10	51-6556
山本浄化興業株式会社	苦小牧市勇払165番地	56-2222
株式会社苦小牧清掃社	苦小牧市字糸井402-14	74-1161

下水道の管理について

下水道管から公設ますまでは上下水道部が所有し、公設ますより宅地内の排水設備はおお客様の財産です。したがって排水設備の維持・修繕費用はおお客様の負担となります。

下図のお客様が管理する箇所での工事は、苦小牧市指定の排水設備工事業者に依頼してください。また、お客様が管理する施設での詰まりは、お客様が清掃業者に連絡し、自己負担で詰まりを解消してください。不明な場合は下水道計画課へご連絡願います。

下水道の施工・管理修繕 区分図

下水道管から一番近い排水ますまでの工事は、上下水道部で取付を行い、設置されたますのことを公設ますと言います。

公設ますより宅地側の排水設備は、お客様が管理する施設となりますので、工事の際は、市の指定を受けている排水設備工事業者に依頼してください。

●公共下水道に関すること⇒下水道計画課 管理係まで

TEL 32-6604

※土・日・祝・夜間は、市役所代表電話 TEL 32-6111にご連絡ください。

